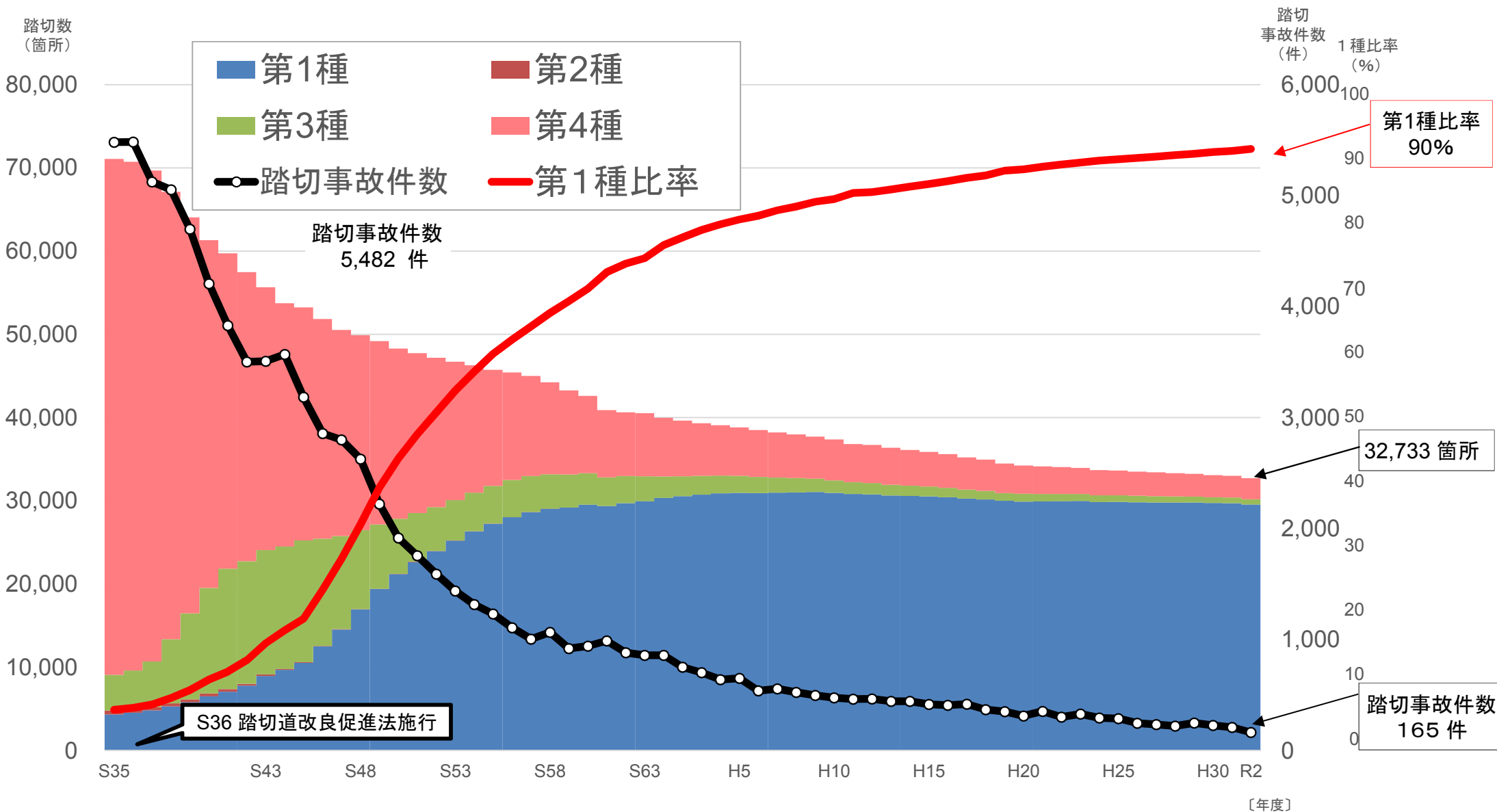


踏切道等の現状と改良促進について

踏切道数・踏切事故件数等の推移

○ 踏切道改良促進法の施行後60年で踏切数は半減。第4種踏切道（遮断機のない踏切）も大幅に減少したが、未だ約1割（約2600箇所）が残る。



踏切種別別の事故発生割合

踏切種別別の事故発生割合(令和2年度)

	第1種 踏切道	第2種 踏切道	第3種 踏切道	第4種 踏切道	計
踏切道数(年度末) (A)	29,567	0	639	2,527	32,733
踏切事故件数 (B)	147	0	1	17	165
踏切道数100箇所当たりの事故発生割合 ($B \div A \times 100$)	0.50	0	0.16	0.67	—

第1種踏切道：自動遮断機が設置されているか、昼夜を通じて踏切警手が遮断機を操作している踏切道

第2種踏切道：1日のうち一定時間だけ踏切警手が遮断機を操作している踏切道（現存しない）

第3種踏切道：警報機が設置され、遮断機のない踏切道

第4種踏切道：遮断機も警報機も設置されていない踏切道

○4種踏切道の事故発生割合は、第1種踏切道と比べて高い

⇒ 遮断機・警報機の設置（踏切道の1種化が必要）

第4種踏切道の除却数(平成28～令和2年度)

- 第4種踏切道の除却数は、平均して年間60箇所程度減少しているが、減少ペースは鈍化
- 数を減少させる方法としては、**統廃合**、**第1種化**が考えられる。

年度	除却数	遮断機・警報機の設置 (1種化)	整理統合による廃止	路線の廃止
H 28	69	28	35	6
H 29	69	16	41	12
H 30	74	28	22	24
R 1	49	24	23	2
R 2	76	10	38	28
合計	337	106	147	44

全国の都道府県別第4種踏切道の箇所数

都道府県別の第4種踏切道の箇所数（令和元年度末時点）

都道府県	箇所数
北海道	117
青森県	47
岩手県	53
宮城県	41
秋田県	66
山形県	20
福島県	99
茨城県	91
栃木県	34
群馬県	82
埼玉県	97
千葉県	92

都道府県	箇所数
東京都	22
神奈川県	28
新潟県	51
富山県	61
石川県	5
福井県	60
山梨県	37
長野県	121
岐阜県	114
静岡県	77
愛知県	40
三重県	45

都道府県	箇所数
滋賀県	35
京都府	21
大阪府	1
兵庫県	53
奈良県	1
和歌山県	13
鳥取県	22
島根県	62
岡山県	85
広島県	100
山口県	162
徳島県	24

都道府県	箇所数
香川県	60
愛媛県	68
高知県	30
福岡県	81
佐賀県	51
長崎県	50
熊本県	59
大分県	26
宮崎県	52
鹿児島県	47
沖縄県	0
合計	2,603

(注) 当省の調査結果による。

～事故等調査事例の紹介と分析～



運輸安全委員会ダイジェスト

JTSA (Japan Transport Safety Board) DIGESTS

第31号 (平成31 (2019) 年2月発行)

鉄道事故分析集

遮断機のない踏切は危険
廃止や遮断機・警報機の整備など、早急な対策が必要

<概要>

遮断機のない踏切の廃止や遮断機・警報機の整備等、早急な対策を

- 遮断機のない踏切での事故をなくすために、早急に踏切の廃止・遮断機等の整備の方針決定を。鉄道事業者、道路管理者、地域住民等の関係者が協力して、合意形成のための協議を促進し、早急に具体的な対策を講じる事が必要。

第4種踏切道の廃止に向けた取り組みの重要性について

■ 早急な対策が必要と考えられる踏切の例

○ 踏切通行者が接近する列車に気付きにくい踏切

- (例)
- ・踏切の見通しが近接する建物や塀等で遮られている。
 - ・踏切近傍の線路に存在する曲線・トンネル等の影響により列車の見通し距離が制約されている場合。 など

○ 通過する列車の速度が高い踏切

- 【参考】 80km/hで走行する列車は1秒間に約22m進み、
120km/hで走行する列車は1秒間に約33m進む。

○ 通過する列車の本数が多い踏切

○ 複線等で踏切長が長く、渡りきるのに時間のかかる踏切

- 【参考】 高齢の標準的な歩行者は、65歳で1秒間に1.2m、
75歳以上の平均で1秒間に1.0m進む。

○ 児童の通学や、高齢者・障がい者等の定常的な利用がある踏切

○ 宅地化の進展等による周辺環境の変化により、踏切通行者が増加している又は将来的な増加が見込まれる踏切

○ 過去に事故が発生した踏切

鉄道施設総合安全対策事業(①踏切保安設備整備事業)

事業概要

踏切道改良促進法に基づき指定された踏切を対象に、遮断機・警報機、高齢者等の歩行者の踏切事故防止に資する設備及び災害時の稼働状況等の把握に資する設備等の整備を支援。

制度の内容

○補助対象事業者：

(A) 地方公共団体以外の鉄道事業者

- ・鉄道事業（軌道業を含む）において、以下のいずれかの要件に該当

・赤字
・営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率7%以下)

かつ

- ・全事業において、以下のいずれかの要件に該当

・赤字
・営業利益率が少ない
(事業用固定資産営業利益率10%以下)

(B) 地方公共団体である鉄道事業者

- ・鉄道事業が赤字

○補助対象事業：

(i) 改良すべき踏切道の改良を実施する鉄道事業者

- ・遮断機・警報機・警報時間制御装置・障害物検知装置（高規格化を含む）・非常押しボタン等

(ii) 災害時の管理の方法を定めるべき踏切道の管理を実施する鉄道事業者（令和3年度拡充）

- ・踏切監視用カメラ

○補助率：

1 / 2（黒字の事業者は1 / 3）（地方公共団体は1 / 3以内）

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の更新を支援

○ 補助対象事業者

鉄軌道事業者

○ 補助率

国：1 / 3^{以内}または1 / 2^{以内} (※1)

○ 補助対象設備

レール、マクラギ、落石等防止設備、
ATS、列車無線設備、防風設備、
踏切保安設備 (※2) 等

※1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道事業再構築事業を実施する事業のうち 財政状況(財政力指数要件)の厳しい地方公共団体が支援する費用相当分について、補助率 1 / 2 等

※2 踏切保安設備の新設については、踏切道改良促進法第2条で定義されていない踏切道(道路法による道路以外の道路上にある踏切道)が対象。



軌道改良



法面固定



ATSの整備



遮断機・警報機の整備